平成２９年（フ）第２３５２号
東京都江戸川区西葛西５－４－６　アールズコート404、住民票上の住所東京都江戸川区西葛西３丁目13―13―603　田中第２ビルツイン・コート
債務者　熊澤　麻由（旧姓金泉）
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３５３号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５―31―301
債務者　山田　　博
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３５９号
東京都大田区西蒲田６丁目３－２－Ａ室、住民票上の住所東京都大田区西蒲田６丁目３－２　宝荘１階
債務者　甲　　順子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３６５号
東京都江戸川区東葛西４丁目48―４―201
債務者　西川　玲子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３６６号
東京都杉並区上井草３丁目30―25―505
債務者　星野　絹子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３６７号
東京都葛飾区水元４丁目２―22―405
債務者　島貫　正也
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３６８号
東京都杉並区高円寺北３－１－８―401、住民票上の住所東京都杉並区高円寺北３丁目１－８　ＭＡＩＳＯＮ　ＦＵＪＩＴＡ　４Ｆ
債務者　三上　裕典
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３６９号
東京都練馬区貫井１丁目35―６―411
債務者　木越　修二
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３７０号
東京都武蔵野市八幡町１丁目１―27―107
債務者　上林　　司（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３７７号
東京都江戸川区興宮町12―16―202
債務者　川尻　一秋
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３８３号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目１―39―105
債務者　二瓶喜美子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９号
栃木県栃木市藤岡町太田855番地、従前の住所栃木県栃木市藤岡町藤岡1050番地２　グランパルクＡ棟203号室
債務者　森田真由美
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２３３７号
東京都足立区伊興２丁目13―12―101
債務者　益子　　隆
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４５３号
東京都墨田区文花１丁目26―24―201
債務者　石岡　麻友
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部